

個別相談支援(意思決定支援)



とよはし総合相談支援センター ほっとぴあ
統括相談員 鈴木陽一郎

本科目の内容と獲得目標

【獲得目標(標準カリキュラム)】

- ① **相談支援の基本姿勢等を再確認する**とともに、個別の相談援助技術と地域援助技術の役割とそのつながりについて理解する。

【内容(標準カリキュラム)】

- ① **本人を中心とした支援における個別の相談支援の基本姿勢**（①共生社会の実現（ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョン）、②自立と社会参加、③当事者主体（本人中心支援）、意思決定の配慮、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメントなど）**について再確認**するとともに、ミクロ及びメゾレベルからマクロレベルに焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と実践方法について講義を行う。
- ② 障害の理解に当たっては社会モデルを基本とすること、医学モデル支援の位置付けを実践の振り返りから確認する。
- ③ 基本的視座として、本人の生活の場で展開される援助、援助対象の拡大、予防的かつ積極的アプローチ、多職種連携（チームアプローチ）、ネットワークなどについて解説する。
- ④ 具体例として、（自立支援）協議会を活用した個別事例の支援からの地域課題の把握、課題の共有、課題解決に向けた地域づくりや資源開発のための協議、地域への働き掛けや政策的な提言に至る一連のプロセスと相談支援専門員の役割について解説する。

障害者ケアマネジメント三本の柱

▶ 本人ニーズ中心

- ▶ 意思決定支援に見られるような質の向上

▶ チームアプローチ

- ▶ チーミング チームが学習し成長する組織づくり

▶ 社会資源の改善、開発

- ▶ 協議会等の地域づくり
- ▶ 地域の資源を使い切る

基本姿勢とは？

基本姿勢＝基本的な心構え

- 普段の仕事の中で、どんな態度・向き合い方を心掛けていますか？
- 相談支援専門員として何を大切にして支援を行っていますか？

改めて自分自身の持つ価値観・倫理観についての確認



私たちの仕事は、関わり方によってその方の人生を大きく変えてしまう可能性を持っている！

倫理とは

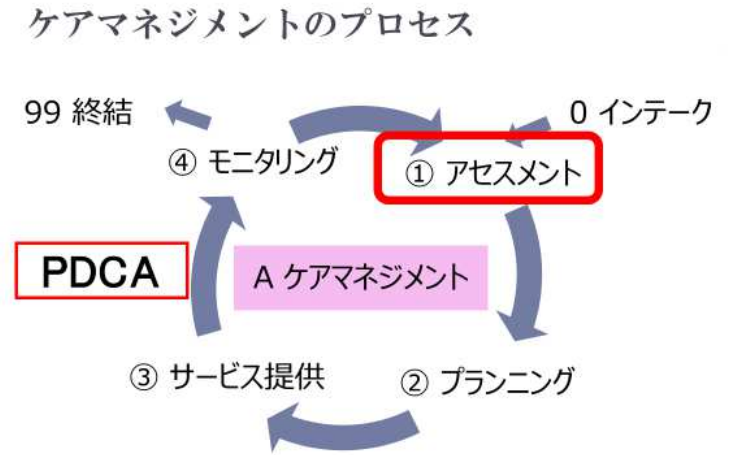
- ▶ プロフェッショナルや定評のある職業で働く人々は、**専門的な知識とスキル**を身に付けている。そしてその知識がどのように用いられなければならないかを倫理道徳的問題と捉え、それが職業倫理と呼ばれることになった。
- ▶ この職業倫理によって他には出来ないその専門職にまつわる判断を下し、スキルを適用し、総合的な情報・知識に基づいた決定を下すことができるようになるのである。

価値とは

- ▶ 私たちの信条、感情、態度を形成し、逆に、私たちの信条、感情、態度が価値を作り出す。
- ▶ **行動のための規範あるいは指針**を示す。

相談支援の基本姿勢とは（考え方のポイント）

- ▶ ノーマライゼーションの実現
- ▶ 自立と社会参加
- ▶ 当事者主体（本人主体）
- ▶ 地域における生活の個別支援
- ▶ エンパワメント



【初任者研修】で学んだ **相談支援の8つの基本的視点**

- ① 個別性の重視
- ② 生活者視点、QOLの重視
- ③ 本人主体、本人中心
- ④ 自己決定（意思決定）への支援、セルフケアマネジメントの支援
- ⑤ エンパワメント、リカバリーの視点、ストレングスへの着目
- ⑥ 権利擁護
- ⑦ 多職種連携・チームアプローチ
- ⑧ 地域づくり（コミュニティワーク）、スティグマへのアプローチ

個別性の重視

バイステックによる個別化の原則

- ▶ 「（当事者は）1人の人間として、そして単なる人間ではなく、個性を持ったこの人物として扱われる」

相反する概念

- ▶ 個別化 ⇔ ラベリング、ステレオタイプ化

ラベリングの例

- ▶ 障害によるラベリング
 - = あ的那个人は、自閉症だから・・・、精神障害だから・・・
- ▶ 障害受容によるラベリング
 - = あ的那个人は、受容できていないから・・・



生活者視点（QOLの重視）

人生の質を高めるための支援に積極的であること

QOLには様々な定義がある

- ▶ 保健、医療、社会福祉領域では、**生活の質**、**生命の質**、**人生の質**といった形で定義されることが多い。

アメリカの自立生活運動の有名な言葉

- ▶ 「他人の助けを借りて15分で衣服を着、仕事に出かけられる障害者は、自分で衣類を着るのに2時間かかるために家にいるほかない障害者よりも自立している」

ADLの自立という自立観

⇒ **QOLの充実**を自立と考える

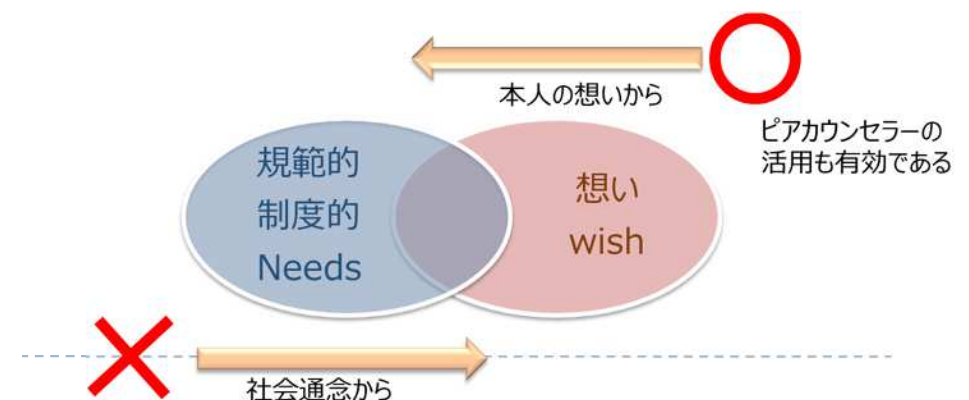
QOL向上



本人主体の視点（本人中心）

社会通念や既存の制度から障害を捉えるのではなく、常に本人に寄り添って「思い」を捉え、主体性を引き出す。

- ▶ 課題の解決からではなく、**本人ができること、したいこと、好きなことに焦点を当てた支援**を進める中でこそ、本人が主体的に課題を克服することができる。
- ▶ その際に重要なのが本人の自己効力感の向上であり、周囲の肯定的な態度の中で、したいことに近付くために小さな成功を積み重ね、あるいは、**失敗を経験することでの学びを経て、結果が形となって表れることを知ることで前進が始まる。**
- ▶ これが僅かな前進であっても、本人の**自己効力感の向上**が周囲にパワーをもたらし、そのパワーがさらに本人の社会への影響力を増大させていく。**その始まりはすべて本人の思い**からである。



例えば「働きたい」にもいろいろ・・・

「お金がほしいんだよねー」

「一人前に
見られたいんだよねー」

「親がうるさいんだよねー」

「自立したいんだよねー」

「やりたいことが
あるんだよねー」

「友人が
働き出したんだよねー」

「昼間行くところが
ないんだよねー」

「仲間がほしいんだよねー」

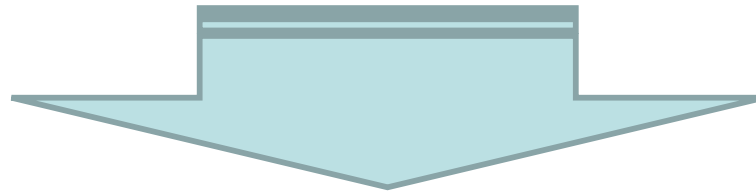
「仕事してないとかっこ
悪いんだよねー」

「その他」いろいろ



主訴の背景にあるニーズや想いの可能性

利用者の生活ニーズや想いはいろいろ、しかも奥が深いもの。特に援助を必要とする利用者の方の中にはニーズの表明が苦手な人も少なくありません。**支援者の価値観の押し付け、決め付けの危険性**を回避しなくてはいけない。



利用者に寄り添う支援は、支援者のニュートラルな状況を作り、利用者の想いを正確にキャッチすることが重要で、そのスタートそのためには**利用者との良好な援助（信頼）関係が最も重要**。

【言葉の背景を探る視点が欠如！】

権利擁護（アドボカシー）

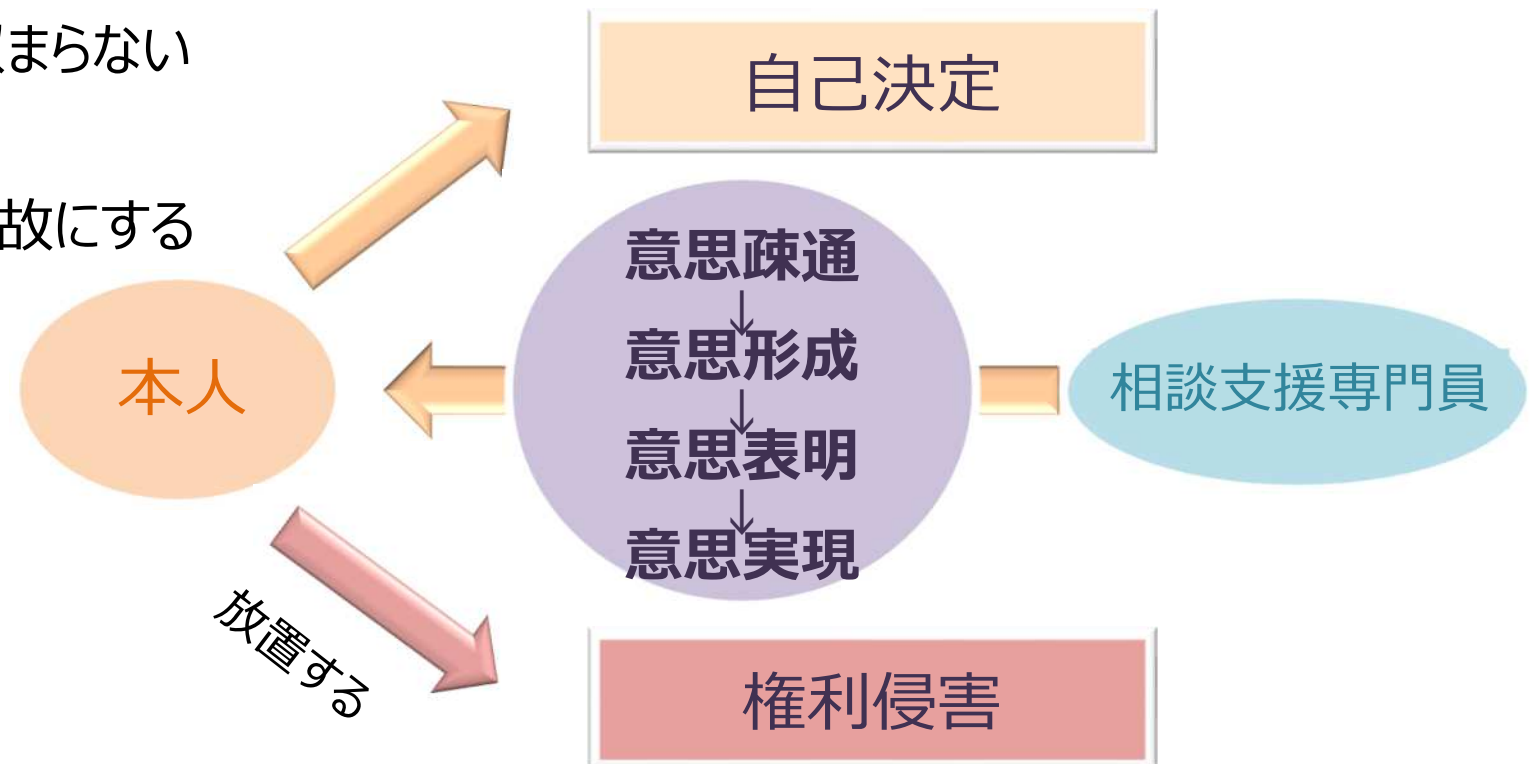
- ▶ （略）… 社会生活を営む上で**困難を抱えている人たちの声**を、人や**社会に伝える活動を権利擁護**と理解しています。
- ▶ 代弁活動が典型ですが、その究極の姿は、**ご本人が自分で自分の思いを他人や社会に伝えることができるようにする支援**活動であり、そのような活動はセルフアドボカシーと呼ばれています。

佐藤彰一 「権利擁護のパラダイム転換と成年後見制度の変革」『Yahoo!ニュース』より

▶

自立・自己決定の視点（意思決定支援）

- ▶ **どんなに重い障害や困難があっても、意思決定を行う能力があると捉え、環境を整え、自己決定に導く。**
- ▶ 重症心身障害で反応がない
- ▶ 自傷他害を繰り返す
- ▶ 精神医療から抜けられない
- ▶ アディクションが収まらない
- ▶ 犯罪を繰り返す
- ▶ 何度も約束を反故にする



エンパワメントの視点（当事者による社会変革）

本人が周囲の人々や社会に働き掛け、社会を変えることで課題を解決していくために、環境に働き掛ける。

- ▶ 「**パワーの欠如した状態**(powerlessness)は、個人、あるいはグループの目標を達成するために**資源を獲得**し、**活用**できないこと、価値ある社会的役割を遂行するための**情報、知識、スキル、物質**を**マネジメント**することができないこと」
- ▶ **ソーシャルワーク**は、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々の**エンパワメントと解放を促進**する、実践に基づいた専門職であり学問である（ソーシャルワーク専門職のグローバル定義）。



エンパワメント・アプローチとは

- ▶ 相談支援者は、**本人が主体性**をもって自ら生きづらさを解消する行動をとるよう働き掛けている。
- ▶ 相談支援者は、本人が地域社会との関係をつくるために、**地域の社会資源を活用**するよう働き掛けている。
- ▶ 批判的意識を持つ相談支援者が本人とともに他者との関係改善や**地域の変革に臨む**強い姿勢を示している。
- ▶ 相談支援者は、本人との対等性に配慮しながら、**パートナーシップに基づいた**働き掛けを行う。
- ▶ 本人を信頼したパートナーシップにより、パワーの相互作用が生じ、**相談支援者も自己効力感**を高めている。

ピアカウンセリングや自立生活プログラムなど利用者の精神的サポートや自立のための情報提供を効果的に行う手法は**エンパワメントの有力な手法**である。

ストレングス視点

- ▶ その人が本来持っている強さ、健康な側面、得意なこと、潜在能力、暮らしていく中で獲得した様々な技能（コミュニケーション、日常生活上のノウハウ）など、またその人を支えるプラスの環境を含めた総体が「**ストレングス**」といえる。
- ▶ スtrenグスは、一見弱みに見えるものの中にも実は存在しており、それに気付くことは「その人らしさ」を大切にすることであり、「利用者主体」の支援の基礎となるものである。
 - = 個人レベル：関心、希望、人柄、技能（日常生活、コミュニケーション等）、経験、特技、趣味etc
 - = 環境レベル：家族関係、社会関係（友人、近所の人等）、機会（チャンス）、支援ネットワーク、地域状況etc

ストレスへの気づき

- **主訴の背景にある「思い」をつかむ**
 - ▶ 「働きたいんですよ…」
 - ▶ 「（自分で使えるお金が欲しいので）働きたい」
 - ▶ 「（一人前に見られたいから）働きたい」
 - ▶ 「（仲間が就職したので自分も）働きたい」
- **ライフストーリーに耳を傾ける**
 - ▶ 「これまで」自分なりに頑張ってきたこと
 - ▶ 「今」の苦勞、悩み
 - ▶ 「これから」の夢や希望
- **その人らしさ」がよくでている情報を大切にする**
 - ▶ 「わたしは○○な暮らしがしたい」
 - ▶ 「わたしは」ポップが好きで△△の大ファンです」
 - ▶ 「わたしは若い頃、よく××したものだ」
 - ▶ 「わたしは□□が得意です」

障害者権利条約とは

- ▶ 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、**障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的**として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約

- ▶ スローガン：「**私たち抜きに私たちのことを決めないで！**」

“ Nothing About Us Without Us ”

- ▶ **条約の構成（具体的な権利の内容）**

第6条：障害のある女子

第7条：障害のある児童

第8条：意識の向上

第9条：施設及びサービス等の利用の容易さ

第10条：生命に対する権利

第11条：危険な状況及び人道上の緊急事態

第12条：法律の前にひとしく認められる権利

第13条：司法手続の利用の機会

第14条：身体的自由及び安全

第15条：拷問又は残虐、非人道的な若しくは品を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

第16条：搾取、暴力及び虐待からの自由

第17条：個人をそのままの状態で保護すること

第18条：移動の自由及び国籍についての権利

第19条：自立した生活及び地域社会への包容

第20条：個人の移動を容易にすること

第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第22条：プライバシーの尊重

第23条：家庭及び家族の尊重

第24条：教育

第25条：健康

第26条：ハビリテーション（適応のための技術の習得）及びリハビリテーション

第27条：労働及び雇用

第28条：相当な生活水準及び社会的な保障

第29条：政治的及び公的活動への参加

第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇及びのスポーツへの参加

障害者権利条約

第12条（法律の前にひとしく認められる権利）

- ▶ 1 締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- ▶ 2 締約国は、障害者が**生活のあらゆる側面において他の者との平等に法的能力を享有することを認める。**
- ▶ 3 締約国は、障害者が**その法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適切な措置をとる。**

本人の能力を認めることで、代行決定をするのではなく、支援を受けることで意思決定ができることを重視



障害者基本法

第23条（相談等）

- ▶ 国及び地方公共団体は、**障害者の意思決定の支援に配慮**しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する**相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度**が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。
 - ▶ 2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な**相談体制の整備を図るとともに**、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。
-

障害者総合支援法

第五十一条の二十二（指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務）

- ▶ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**障害者等の意思決定の支援に配慮**するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、**常に障害者等の立場に立って**効果的に行うように努めなければならない。
- ▶ 2 指定相談支援事業者は、その**提供する相談支援の質の評価を行うこと**その他の措置を講ずることにより、**相談支援の質の向上に努めなければならない。**
- ▶ 3 指定相談支援事業者は、**障害者等の人格を尊重する**とともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、**障害者等のため忠実にその職務を遂行**しなければならない。

その他所要の整備

- 障害者総合支援法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法について、
その他所要の整備を行う。 **【平成25年4月1日施行】**

障害者及び障害児に対する意思決定支援（障害者総合支援法、児童福祉法、知的障害者福祉法）

- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等は、障害者の意思決定の支援に配慮するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。
- 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者等は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。
- 市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする。（知的障害者福祉法）

相談支援の連携体制の整備（障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）

- 基幹相談支援センターの設置者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体・知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業の関係者等との連携に努めなければならないものとする。
- 身体障害者・知的障害者相談員は、身体・知的障害者が障害福祉サービス事業等のサービスを円滑に利用できるように配慮し、障害福祉サービス事業者等との連携を保って業務を行うよう努めなければならないものとする。

後見等に係る体制の整備（知的障害者福祉法）

- 市町村・都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者を家庭裁判所に推薦すること等に努めなければならないものとする。
(参考:市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修を追加。)

指定障害福祉サービス事業者等の欠格要件(障害者総合支援法、児童福祉法)

- 介護人材が安心して事業所で支援に従事できるよう、最低賃金法などの労働法規に違反して罰金刑を受けた事業者は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の指定を受けられないこととする。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ **障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方**
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

意思決定支援ガイドライン(案)の概要

平成26年度障害者総合福祉推進事業
「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究事業」

意思決定支援の定義

意思決定支援とは、知的障害や精神障害(発達障害を含む)等で意思決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい(と思う)意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障害者を支援する者(以下「支援者」と言う。)が行う支援の行為及び仕組みをいう。

意思決定を構成する要素

- 1 障害者の態様(好み、望み、意向、障害の特性等)
- 2 意思決定の内容(領域)
 - (1)生活の領域(食事、更衣、移動、排泄、整容、入浴、余暇、社会参加等)
 - (2)人生の領域(住む場所、働く場の選択、結婚、障害福祉サービスの利用等)
 - (3)生命の領域(健康上の事項、医療措置等)
- 3 人的・社会的・物理的環境等(関係者が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているか、慣れ親しんだ場所か等)

意思決定支援の基本的原則(イギリスの2005年意思能力法の5大原則を参考)

- 1 能力を欠くと確定されない限り、人は、能力を有すると推定されなければならない。
- 2 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法は功を奏さなかったものでなければ、意思決定ができないとは見なされてはならない。
- 3 人は、単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないと見なされてはならない。
- 4 意思決定能力がないと評価された本人に代わって行為をなし、意思決定するにあたっては、本人のベストインタレスト(最善の利益)に適するように行わなければならない。
- 5 そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少なくてすむような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

意思決定支援における合理的配慮

- 1 本人の年齢、障害の態様、特性、意向、心情、信念、好みや価値観、過去から現在の生活様式等に配慮する。
- 2 意思決定支援を行うにあたっては、内容についてよく説明し、結果を含めて情報を伝え、あらゆる可能性を考慮する。
- 3 本人の日常生活、人生及び生命に関する領域等意思決定支援の内容に配慮する。
- 4 本人が自ら参加し主体的に関与できる環境をできる限り整える。
- 5 家族、友人、支援者、法的後見人等の見解に加え、第三者の客観的な判断が可能となる仕組みを構築する。

意思決定支援における留意点

- 1 意思決定と情報
 - ・決定を行うに当たって必要な情報を、本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう提供すること。
 - ・本人が自己の意思決定を表出、表現できるよう支援すること。
 - ・本人が表明した意思をサービス提供者等に伝えること。
 - ・本人の意思だと思われるものを代弁すること。
- 2 情報提供の留意点
 - ・本人への情報提供については、支援者の態度・方法・技術によって大きく異なることを理解すること。
 - ・できるだけ解りやすい方法、手段にて情報を伝える(手話、伝達装置、絵文字、コミュニケーションカード、スケジュール等含む)
 - ・情報提供に関しては、ステップを踏んで確認しながら行う。
 - ・予測される副次的出来事(リスクも含む)について伝える
 - ・決定の結果についての責任を伝える。
- 3 意思決定支援における最善の利益の判断
 - ・事案について、複数の決定によるメリットとデメリットを可能な限り挙げて相互に比較検討して結論を導くこと。
 - ・事案の決定について、どちらか一つということではなく二つを融合して一つ高い段階において決定を図っていくこと。
 - ・本人にとって、自由の制限がより少ない方法を選択すること。

2005年 意思決定能力法（MCA） 5大原則

- ▶ 特定の意思決定を必要なときに行う**「能力がない」という証拠がない限り、自己決定権がある**
- ▶ 本人に能力がないと結論づける前に、彼らが**自己決定をできるようにできるだけ**の支援を行う
- ▶ 単に**賢明でない判断をする**と言うだけで**能力がないとはみなされない**
- ▶ 本人に能力がないと判断された場合には、その人のために、あるいはその人に代わって、意思決定者が行う行為は、**本人の最善の利益**のためになされなければならない
- ▶ 本人の**自由の制約は最も少ない方法**を選ばなければならない

意思決定支援ガイドライン

(厚生労働省2017年3月) の考え方

- ▶ **自ら意思を決定することに困難**を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して**自らの意思が反映された**生活を送ることができるように、**可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援**。
 - ▶ 本人の意思の確認や選好を推定することが困難な場合は最後の手段として本人の最善の利益を検討するための職員による支援行為。
-



意思決定支援の前提

○ 意思決定は**有機的な関係性、サポート**で行われる

- ▶ 意思決定は本人をとりまく有機的な関係性、サポートに支えられる
例) 家族、友人、ピアサポート、地域コミュニティ、公的なサービス

○ 事業所以外の**社会資源が有用**

- ▶ 制度や組織体制による制約が意思決定支援に影響を与える可能性
→ 第三者が加わり、多様な関係者が本人の立場に立つことの重要性

○ **家族、友人、ピアサポート、地域コミュニティの存在が重要**

- ▶ 「**経験の獲得**」は**地域の資源があって実現できる**。相談員のみでは困難。
- ▶ 意思形成において先ゆく先輩の存在は大きい

例) 地域移行において、既に自立生活をおくる障害者を見て自分も地域で暮らそうと思う

例) 就労において、働くイメージがつかめない人が既に一般就労している障害者を見て働こうと思う



「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

I 趣旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

II 総論

1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、**本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。**

(2) 意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面

例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等**基本的な生活習慣に関する場面**の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。

日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う**直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。**

② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に**住まいの場を移す場面**や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が、**意思決定支援の重要な場面として考えられる。**

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、**より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。**

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

3. 意思決定支援の基本的原則

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討して本人の最善の利益を導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考え、本人の最善の利益を追求する。(例えば、食事制限が必要な人も、運動や食材等の工夫により、本人の好みの食事をしつつ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合等。)

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも、他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

意思決定支援のプロセス

▶ 意思疎通（意思決定支援の準備段階）

- ▶ 意思決定支援者の態度
- ▶ 意思決定支援者との信頼関係や立ち会う人との関係性へ配慮
- ▶ 本人のこれまでの生活歴や経験、普段の生活状況などの把握
- ▶ 意思決定支援を進める上での配慮や環境設定



意思決定支援のプロセス

▶ 意思形成支援（何が良いのか選んでもらう支援）

- ▶ 本人が分かる方法を使って情報提供をする。その情報を正しく理解できているか確認する
- ▶ 実際に体験をしてもらうことで、本人の嗜好などを確かめる
- ▶ その時、その時で気持ちが変わることもある
- ▶ 一度決めたら変えられなくなる訳ではない。やり直しができる安心感も必要



意思決定支援のプロセス

- ▶ **意思表出支援（本人の思いを伝える・受け取る支援）**
 - ▶ 本人が意思を伝えられる方法（カード、ジェスチャー、筆談など）で表出してもらう
 - ▶ 意思表出が分かりにくい場合など、本当にそれで良いのかしっかりと確認する
 - ▶ 本人が元気な状態の時に意思表出ができるようにしているか
-



意思決定支援のプロセス

▶ 意思実現支援（表出された意思を実行する支援）

- ▶ チームで支援しながら、本人の意思決定してもらったことを実行するようにする
- ▶ 本人が行った意思決定が不合理だとして、他者の権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める
- ▶ 実際に行っていく中で、気持ちが変わることも十分に理解しておく



意思決定支援ガイドライン

(厚生労働省2017年3月) の考え方

- ▶ 自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援。
 - ▶ 本人の**意思の確認や選好を推定**することが困難な場合は最後の手段として本人の**最善の利益を****検討**するための職員による**支援行為**。
-



3. 意思決定支援の基本的原則

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながらい障害者の意思及び選好を推定する。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討して本人の最善の利益を導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考え、本人の最善の利益を追求する。(例えば、食事制限が必要な人も、運動や食材等の工夫により、本人の好みの食事をしつつ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合等。)

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも、他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

IV 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

○ 意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント

相談支援専門員・サービス管理責任者兼務可

- 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
- アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子を観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、 ・ 人的・物理的環境等のアセスメント ・ 体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催

サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録の
フィードバック

子どもの権利条約（こどもの権利 4つの柱）

1 生きる権利

防げる病気などで命をうばわれないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。



2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。



3 守られる権利

あらゆる種類の虐待（ぎゃくたい）や搾取（さくしゅ）などから守られること。
障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。



4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。



児童福祉法

第一条

- ▶ 全て児童は **4つの権利の柱を順守して**、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、**その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること**その他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二十四条の三十

- ▶ 指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する**とともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、**常に障害児及びその保護者の立場に立つて**効果的に行うように努めなければならない。
-
- ▶

児童福祉法

第二十四条の三十

- ▶ ② 指定障害児相談支援事業者は、その**提供する障害児相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児相談支援の質の向上に努めなければならない。**
- ▶ ③ 指定障害児相談支援事業者は、**障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。**

**すべての子どもは大人と同じ権利を持っている。
そして「**健やかな成長をする権利**」を持っている。
その権利を国や大人たちが守らなければならない。**

こんな関わり方をしてしまっていないですか？

- ▶ リスクコミュニケーション

- ▶ 説得的コミュニケーション

⇒ 「本人が困らないように」との思いからの行動ではあるが、支援者の価値観を押し付けてしまっている。

⇒ これまでの経験から、結論がわかっているので支援者の都合の良いように話を進めていく。



インターク

- インターク=入口と考えると・・・
 - スクリーニング(複雑性と緊急性)
 - ケアマネジメントの契約

- 基本姿勢
 - 十分な時間
 - 傾聴姿勢
 - 家族だけでなく、本人からの情報収集
 - ケアマネジメントの説明と同意

初回の面談／支援の留意点①

- 最初に本人が登場するとは限らない
 - ▶最初に相談場面に登場した人のニーズを明確にする
 - ▶最初に相談場面に登場した人を介して、本人へアプローチする場合がある。
- 相談者は相談しようと思いつくまで迷い、複雑な心境を持っていることが多い。
 - ▶相談したこと自体を評価し、ねぎらいの言葉を伝えることも必要。

初回の面談／支援の留意点②

- 主訴とニーズの理解
 - ▶ 主訴とニーズが一致する場合もあるが、ズれていることもある。
 - ▶ 本人と家族の間でズれていることもある。
- 緊急性の把握
 - ▶ 危機的状況がありそうと判断したら、まず緊急性の把握に話題を集中する。

意思決定支援を踏まえたインタビュー場面の留意点

□ 本人と支援者との信頼関係形成に向けた対応

- 相談者(本人以外の場合)との関係性の構築
 - 本人に直接会い、本人の話を聴く
 - 本人との関係性構築に向けた情報収集
- ➡ スtrenグス視点、GSVの活用

□ 意思形成支援

- 本人にとって分かりやすい情報提供の方法を考える
- 本人が意思決定した経験等に関する情報収集

□ 意思表出支援

- 本人がどのように意思表出しているかの情報収集

アセスメントとは

- ケアマネジメントの作業全体をとおして何が最も大切かと問われれば、それはニーズアセスメントである(野中1997)。
- アセスメントは、ニーズに関する情報を収集、分析、序列化、体系化することを、ケアマネジャーと利用者が共同して行う過程である(Hepworth & Larsen 1982)
 - アセスメントは、情報収集・整理だけではない。
 - 収集した情報を支援者が評価・解釈・仮説することが大切。
 - 本人に直接会って、話を聴く。
 - ニーズの確認、共有を行う。

意思決定支援を踏まえたアセスメント場面の留意点

- 本人と支援者との信頼関係形成に基づく対応
 - 本人の主訴、希望、願望、夢等の把握
 - ライフストーリーに耳を傾ける
 - ➡ スtrenグス視点、意思形成支援等の参考になる

- 意思形成支援
 - 本人にとって分かりやすい情報提供
 - 経験、体験等による選択肢の獲得

- 意思表出支援
 - どのような意思表出ができるか、試行する
 - ➡ 言葉だけでなく、写真や絵、表情や目の動き
 - ➡ 意思表出する当事者との出会い、環境の設定

モニタリング

- モニタリングとは
支援計画の見直し、追跡
- 計画のモニタリング
→時期の設定
- 計画の実施点検
→出向いての把握
→サービス提供機関からの把握

意思決定支援を踏まえたモニタリング場面の留意点

□ 本人と支援者との信頼関係形成に基づく対応

- 変化の把握。
- 新たな選択肢による意思決定への対応。
- ➡ うまうまいかなかった・・・のみが変化の要因？
- ➡ 本人が成功体験を重ねていくことでの変化も。

□ 意思形成支援

- 新たな経験値（失敗したと評価されても）の獲得。

□ 意思表出支援

- 新たな経験を獲得した時の本人の反応を把握する。
 - 環境や本人の変化による意思表出方法の変化にも着目する。
- ➡ 情報を収集して、再度アセスメントをすることも。